

ID: 395

担当部署: 上下水道局

処分の概要	給水負担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第191号		
【根拠条文】 (給水負担金) 第10条 給水負担金は、別表第1に定める額に100分の110を乗じて得た額とし、給水装置の新設又は既設の量水器口径を増径改造(以下「増径改造」という。)する者から徴収する。この場合において、増径改造する者から徴収する給水負担金の額は、新口径に係る同表に定める額から旧口径に係る同表に定める額を控除した額に100分の110を乗じて得た額とする。 2 給水負担金は、工事申込みの際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたものについては、この限りでない。 3 既納の給水負担金は、工事を中止し、又は変更した場合においては、還付又は追徴することができる。ただし、既設の旧口径を減径する場合においては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日